

番号	12
措置の名称	食品の機能性を表示できる機能性表示食品制度の施行
措置の内容	食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の施行により、企業等の責任で科学的根拠をもとに食品の機能性を表示できる機能性表示食品制度を創設した。
関係省庁	消費者庁